

修学における合理的配慮を受けるには

身体、精神・発達等に障害のある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「障がい学生修学支援委員会」にて学生のみなさんが必要とする合理的配慮の提供について面談を通じて考えていきます。一人で悩んだり、苦しんだりせずに、相談に訪れてみましょう。

1. 障がい学生修学支援委員会（窓口：学生課）に相談

各学部の障がい学生修学支援委員会の教員が相談に対応します。まずは電話やメールにて下記の相談窓口である学生課にご連絡ください。

【個別相談】

みなさんが抱えている学業や学生生活上の悩みや課題について、経験豊富な教員がみなさんと一緒に考え、アドバイスをを行います。

2. 申請手続き

障がい学生修学支援委員との面談にて、障害の状況等について確認します。次に、面談結果に基づいて、授業を受けるにあたって必要かつ合理的であると判断した項目について、障がい学生修学支援委員会が配慮提案文書を作成します。

【合理的配慮の申請手続きの際に必要な書類等】

障害者手帳や診断書、心理検査の結果、専門家の所見等、障がいの症状や特性を客観的に判断できるものが必要となります。不明な点があれば、学生課へお尋ねください。

3. 合意形成

配慮提案文書を科目担当者、及び申請者（学生）の間で確認します。

合意する配慮内容は、大学と申請者が建設的な対話を行いながら、双方に十分な共通理解を図ったうえで決定します。

4. 配慮の提供開始

配慮提案の内容に大学と申請者が合意後、可能な限り速やかに、合理的配慮の提供を開始します。配慮内容に応じて、サポートスタッフが付く場合があります。

サポートスタッフが付く場合には、別途、申請者へ説明します。

- 〈注意〉
- ・相談から支援の提供までには時間が掛かることがあるため、早めの申請をお願いします。
 - ・既に行われた講義等における配慮を遡って対応することはできません。

障がい学生修学
支援委員会
(窓口：学生課)

☎ 電話
0172-34-5211

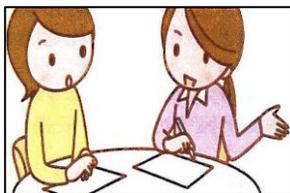


✉ メール
sodan@hirogaku
.ac.jp



💬 Teamsチャット

gakusei@hirogaku.ac.jp



不当な差別的取扱いの禁止とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者（大学も含まれます）が、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しています。

■ 不当な差別的取扱いの具体例（学生の場合）

- 受験及び入学を拒否する
- 授業受講や研究指導を拒否する
- 施設等の利用やサービスの提供を拒否する
- 障害を理由に対応順序を後回しにする
- 試験等で合理的配慮を受けたことを理由に、評価に差をつける
- 実習・研修・フィールドワークや行事・説明会・シンポジウム等への参加を拒否する
- 情報保障手段（手話通訳／パソコンテイク等）を用意できないという理由で授業や行事への参加を拒否するなど

合理的配慮とは

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。

■ 合理的配慮の具体例（学生の場合）

- 図書館や実習室等の施設・設備を他の学生と同様に利用できるように改善する
- 授業や実習、研修、体験学習、行事等のさまざまな機会において、情報保障を行う
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認める
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて資料等を提供する
- 公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する など



社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

■ 社会的障壁の具体例

- 段差があるなど通行しにくい通路や施設
- 障害のある人を意識していない慣習や文化
- 難しい漢字ばかりでわかりにくい書類
- 障害のある人への偏見